別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」に改める。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部改正）

第八条　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の表脱脂粉乳の項中「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」を「幼稚園、小学校」に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「夜間」を「義務教育学校、夜間」に、「、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児」を「若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒」に改め、「児童福祉施設」の下に「若しくは同条第二項に規定する施設」を加え、「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「第二九号の三、第二九号の四」を「第二九号の五、第二九号の七」に、「から第三五号まで」を「、第三一号、第三二号、第三三号、第三四号、第三五号」に改め、「第四三号」を削り、「第五四号の二」を「第五四号の七」に、「第五五号の三」を「第五五号の七」に改め、「第五七号」の下に「、第五七号の一〇」を加え、「第七三号」を「第七二号の四」に改める。

別表第一号の次に次の四号を加える。

一の二	関税法第七条の二第五項（申告の特例）の規定による申請書の提出
一の三	関税法第七条の九第二項（帳簿の備付け等）において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。）第六条第一項若しくは第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）（これらの規定を電子帳簿保存法第九条（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出及び書類の添付又は関税法第七条の九第二項において準用する電子帳簿保存法第七条第一項若しくは第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出
一の四	関税法第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出
一の五	関税法第七条の十三（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項（許可の承継）の規定による承認の申請

別表第四号中「、第八項若しくは第十項」を「から第九項まで」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二	関税法第十五条の二第二項（積荷に関する事項の報告）の規定による報告（積荷に関する事項のうち郵便物に係るものに限る。）

別表第七号中「の提出又は」を「若しくは」に改め、「外国貿易機の」を削り、「限る。）」の下に「又は同条第四項の規定による報告」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二	関税法第十七条の二第一項（特殊船舶等の出港手続）の規定による出港届若しくは書面の提出又は同条第三項の規定による報告

別表第八号中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、「届出」の下に「若しくは書面の提出」を加え、同表第一二号中「又は同条第五項」を「、同条第四項の規定による出港届若しくは書面の提出又は同条第六項」に改め、同表第一七号中「第二十五条」を「第二十五条各項」に改め、同表中第二九号の五を第二九号の八とし、第二九号の四を第二九号の七とし、第二九号の三を第二九号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

二九の六	関税法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）の規定による承認の申請

別表中第二九号の二を第二九号の四とし、第二九号の次に次の二号を加える。

二九の二	関税法第五十条第三項（保税蔵置場の許可の特例）の規定による申請書の提出
二九の三	関税法第五十二条の二（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出

別表第三〇号の次に次の二号を加える。

三〇の二	関税法第六十一条の五第三項（保税工場の許可の特例）の規定による申請書の提出
三〇の三	関税法第六十二条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）において準用する同法第五十二条の二の規定による届出

別表第三一号の次に次の一号を加える。

三一の二	関税法第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）の規定による許可の申請

別表第三三号の次に次の一号を加える。

三三の二	関税法第六十二条の十一（販売用貨物等を入れることの届出）の規定による届出

別表第三四号中「許可の申請、」を「許可の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第五十九条第二項の規定による承認の申請」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「提出」の下に「又は同法第六十二条の十五において準用する同法第六十二条の五の規定による許可の申請」を加え、同表第三六号の次に次の四号を加える。

三六の二	関税法第六十三条の三第一項（承認の手続等）の規定による申請書の提出
三六の三	関税法第六十三条の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出
三六の四	関税法第六十三条の八の二（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認の申請
三六の五	関税法第六十三条の九第一項（郵便物の保税運送）の規定による届出（輸徴法施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

別表第四〇号の二中「又は同条第四項」を「、同条第四項」に改め、「提出」の下に「又は同条第五項の規定による申請書の提出」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四〇の三	関税法第六十七条の四第一項（輸出の許可の取消し）の規定による許可を取り消すべき旨の申請

別表第四一号の次に次の五号を加える。

四一の二	関税法第六十七条の八第二項（帳簿の備付け等）において準用する電子帳簿保存法第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出及び書類の添付又は関税法第六十七条の八第二項において準用する電子帳簿保存法第七条第一項若しくは第二項（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出
四一の三	関税法第六十七条の九（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出
四一の四	関税法第六十七条の十二（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認の申請
四一の五	関税法第六十七条の十五（認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出
四一の六	関税法第六十七条の十八（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認の申請